

平成 20 年（2008 年）10 月 9 日

各 局（区）長 様

財 政 局 長

平成 21 年度予算の編成について

平成 21 年度予算の編成は、下記の方針に基づき作業を進めることとしますので、内容を十分にご理解のうえ、予算に関する見積書等を提出してください。

記

第 1 本市を取り巻く財政環境と今後の見通し

本年度のわが国経済の先行きについては、アメリカ経済における金融不安の高まりや株式・為替市場の変動などから、不透明な状況が続く一方で、札幌市の景気は、公共事業や住宅建設などが減少しているほか、有効求人倍率は低下し、消費者物価は上昇を続け、保護率も上昇傾向にあるなど、極めて厳しい状況にある。

こうした中、国は「経済財政改革の基本方針 2008」において、21 年度予算では、真に必要なニーズに応えるための財源の重点配分を行いつつ、歳出全般にわたって、これまで行ってきた歳出改革の努力を決して緩めることなく、国、地方を通じて、引き続き「基本方針 2006」、「基本方針 2007」に則り、最大限の削減を行う、としている。

一方、札幌市の財政状況を見ると、歳入については、基幹となる市税収入が税源移譲により底上げが図られたものの、国の歳出・歳入一体改革の影響などにより、地方交付税を含む一般財源全体としては減少傾向が続いており、先々の見通しが極めて不透明となっている。また、歳出については、扶助費などの義務的経費が増加していることなどから、中期財政見通しにおいて、来年度は 263 億円程度の財源不足となることが見込まれており、依然として厳しい環境におかれている。

第 2 予算編成の基本的考え方

本市を取り巻く厳しい経済状況や財政見通しを踏まえ、行財政改革プランに基づく見直しを進めるとともに、各局は安易な事業費一律のカットなどは避け、「伸ばすべきものは伸ばし、変えるべきものは思い切って変える」という基本方針に沿って、よりメリハリがついた

予算編成を行う必要がある。したがって、各局は、「人を大事にする」という視点を大切にしつつ、局マネジメント機能を発揮しながら、事務事業の見直しや再構築を市民の目に見えるかたちで実施しなければならない。また、より効率的・効果的な事業展開を図ることが求められていることから、職員一人ひとりが札幌市の厳しい財政状況をあらためて認識し、限られた経営資源で最大の事業効果を発揮するために他部局等との連携を一層進めるとともに、事務事業の抜本的な再構築に取り組まなければならない。

1 「市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街」の実現

平成 21 年度予算は、第 2 次新まちづくり計画の 3 年次目として計画目標の達成に目処をつける重要な年であり、「さっぽろ元気ビジョン第 2 ステージ」で掲げる「市民の力みなぎる、文化と誇りあふれる街」の実現に向けた歩みをより一層市民が実感できるような予算編成を行う。

2 第 2 次新まちづくり計画・行財政改革プランの着実な推進

第 2 次新まちづくり計画及び行財政改革プランについては、着実に推進すること。

行財政改革プランに基づき、人件費や事務的経費など内部努力を中心とした見直しを推進するとともに、第 2 次新まちづくり計画で予定している事業は計画目標の実現に向けた取組みを加速する。

3 市民や企業等との連携の推進

全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業を始める時のみならず、既往事業を継続する場合についても、市民との連携や企業の活力の活用等を通して相乗的な効果を生み出すことや、他部局に関連事業や類似事業がないか、協働でできる事業はないかをよく確認し、札幌市全体として効果的な事業となるよう連携を図るとともに、他の自治体や民間との連携・協働についても、積極的に検討を進めること。

4 市民意見の集約

「市民と共に考え、共に悩み、共に行動する」ことを基本理念に、予算編成過程においても、市民との情報共有化を図るとともに、様々な機会を通じて意見等を可能な限り集約し、予算編成の参考とする。

意見等の集約にあたっては、職員一人ひとりが一札幌市民としての視点や生活感覚を持ちながら、市民の意見に真摯に耳を傾け、かつ透明性を保って進めていくことが重要である。

第3 予算編成にあたっての留意事項

1 歳入について

歳入の見積りにあたっては、過去の実績、平成20年度の決算見込み、国の概算要求、社会経済の動向等あらゆる資料に基づいて適正な財源の捕捉に努め、過大もしくは過少見積りとならないよう十分留意すること。特に、多額の収入未済額を抱える歳入については、具体的な対策を講じるなど、収納率の一層の向上に最大限の努力を傾注すること。

なお、収入未済額の圧縮に向けて収納率向上対策連絡協議会が別途指定した歳入については、担当部において収納率向上計画を作成すること。

(1) 市税

市税収入は、札幌市の基幹となる歳入であり、財源確保の面はもちろんのこと、税負担の公平性の観点からも、課税客体の完全な捕捉に努めるとともに、収納率については、行財政改革プランの趣旨を踏まえて、さらなる向上に向け鋭意努力すること。

(2) 負担金、使用料・手数料及び諸収入

数量等について、十分調査のうえ的確に見積もること。

また、利用者数が減少しているような施設については、各局において施設管理者とともに、その原因を十分調査・分析のうえ、サービスの向上を図るなど、利用者増や各種収入増に結びつく方策を検討し、歳入の確保に努めるとともに、施設の効能が十分に発揮されるよう留意すること。

特に、行財政改革プランにおいて、料金改定や減免の見直しを検討することとした項目については、その方針に従い予算に反映させること。

また、新たな財源の確保を図ると同時に、財源確保の手法を職員自らが積極的に検討することなどを通じて、市が保有する公有財産、物品、印刷物等（市有資産）を広告媒体として活用し、民間事業者等の広告を掲載し又は掲出する広告事業を積極的に実施すること。

(3) 国及び道支出金

法令の規定及び過去の実績等の勘案はもちろん、国や道の動向を見極めるためにも、あらかじめ関係機関との連絡を密にし、十分調整のうえ的確に見積もること。

また、補助事業にかかる超過負担や、他自治体との比較における不公平な取扱いについては、関係省庁等に対しその解消を強く働きかけるとともに、新たな超過負担が生じることのないよう十分留意して見積もることとし、安易な市費負担への振替は厳に慎むこと。

(4) 財産収入

財産の評価等については、関係部局と十分調整のうえ見積もるものとするほか、行財

政改革プランに沿って、今後、札幌市として活用が見込まれない財産については、積極的に処分を進めるなど、財源の確保について鋭意努力すること。

(5) 繰入金

厳しい財政状況を踏まえて、まちづくり推進基金や土地開発基金など開発系の基金について社会資本の整備状況や今後の建設事業の見直しなどを勘案しながら積極的な活用を図ること。

(6) 市債

公債費の増嵩が財政の圧迫要因の一つとなっている現状に鑑み、また、市債残高の減少を図り、将来の世代に過度の負担を残さないためにも、要求にあたっては、事業費総体の圧縮などによる発行抑制に努めること。起債額の下限（一件限度額）は、従前の取り扱い同様、原則 50,000 千円とする。また、主要公共事業等に充当する市債の額は、制度変更等がない限り、原則として、各局における 20 年度予算額を上限とする。

なお、対象事業としての適否及び計上額については、必ず財政部総務資金課に確認のうえ見積もること。

2 歳出について

歳出の見積りにあたっては、第 2 次新まちづくり計画に位置づけられた事業など“伸ばすべきもの”を伸ばすために、行財政改革プラン及び出資団体改革プランに掲げられた項目など“変えるべきもの”をしっかりと変えていくことを念頭に、事務事業の抜本的な見直しや再構築を市民の目に見えるかたちで行うこと。また、事業の優先順位や行政が担うべき領域に属する事業であるか、行政が事業の担い手となるべきかなどを十分に見極めながら、メリハリがついた予算編成を目指すこと。

(1) 要求区分

ア 配分外経費

各局が積上げのうえ要求する経費であり、対象経費は次のとおりとする。

- (ア) 職員費、議員報酬、地方自治法第 180 条の 5 に規定する委員会の委員及び監査委員に対する報酬、札幌市オンブズマン条例に定めるオンブズマンに対する報酬
- (イ) 「公益法人への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」等に伴う派遣人件費
- (ウ) 扶助費
- (エ) 公債費
- (オ) 平年度化経費
- (カ) 見直し振替要求分…（注 1）
- (キ) 貸付金

- (ク) 行財政改革プランにおける取組項目のうち財政部が指定するもの
- (ケ) 指定管理者制度への移行に伴い発生する経費のうち、直営施設の委託料振替分、事業所税及び補助から委託化する場合に新たに発生する消費税
- (コ) P F I 事業
- (カ) 第2次新まちづくり計画事業…（注2）
- (シ) 土地売却を前提とした建物解体費等、行財政改革プランに掲げる取組を実施にす
るにあたって必要となる経費
- (ス) 他会計繰出金（事務費等を除く）
- (セ) 20年度配分外経費のうち21年度に継続する必要があるもの
- (ソ) 公共施設長寿命化関連事業…（注3）
- (タ) 事務事業見直しインセンティブ制度分…（注4）
- (チ) 法令等により義務的に実施する必要がある一時的かつ巨額の費用を要する事業や
市長副市長会議で決定された事業等財政部が指定する事業

（注1）見直し振替要求分

職員費の削減につながる自主的な事務事業の見直しによる効果額については、その範囲内で、見直しにより増加する委託料等の経費への振替要求を認める。

（注2）第2次新まちづくり計画事業

第2次新まちづくり計画に基づく21年度新規・レベルアップ事業については、原則、局配分経費とは別に要求を認めるが、事業内容、事業費については十分に精査すること。

（注3）公共施設長寿命化関連事業

「平成21年度予算における市有建築物長寿命化推進事業について」（平成20年6月9日付け札策企第238号）により、取り扱うこととする。

（注4）事務事業見直しインセンティブ制度分

事務事業見直しインセンティブ制度の取組により生ずるメリット額の範囲内で、局配分経費とは別に要求を認める。

今回からメリット額の配分期間を拡大し、これまで単年度に限り認めていたものについて3年間を上限に分割して要求することができることとする。なお、こうした取組のうち、見直しの効果が持続されるものや、市民や企業、他の自治体、庁内他部局間の連携促進に寄与するものなどに対しては、特段の配慮を行う。

また、収納率向上に向けた新たな取組として、今後概ね5年間に見込まれる増収分をメリット額とし、その範囲内で21年度以降の新たな収納率向上に資する経費について5年間を上限に分割して要求を認める。なお、詳細については、「事務事業見直しインセンティブ制度について」（平成20年9月26日付け札財第5033号）を参照すること。

イ 配分経費

各局が自主的に調整する経費であり、「配分外経費」以外の全ての経費を対象とする。
なお、局配分経費の要求額の上限は、次の額の合計額とする。

(ア) 経常的経費

20年度局配分一般財源額から以下の合計額を減額した額

① 行財政改革プランにおける見直し必要一般財源額

- ・ 平成21年度見直し可能額
- ・ 特に見直し時期を定めていない項目については、見直し必要額の3分の1を基本とするが、内部効率化に関する項目については、見直し必要額の2分の1に相当する額

② 20年度局配分経費から、原則として次に指定する事務的経費に係る節・細節の5%に相当する額。ただし、前年度局配分一般財源額が5億円に満たない局については、計算された削減額の半分とする。

- ・ 時間外勤務手当、休日勤務手当、管理職特別勤務手当、共済費（賃金）、賃金、報償費、旅費、交際費、需用費（その他、食糧費、建物補修費、賄材料費）、役務費、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金（団体負担金等を除く）

(イ) 臨時的経費

20年度局配分一般財源額から5%を削減した額

(2) 要求にあたっての留意点

ア 配分経費の要求にあたっては、既往事業の徹底的な見直しを行い、新規・レベルアップ事業の創出に努めること。

イ 全市をあげて事業の再構築を行っていくために、新規事業のみならず、既往の事業についても市民との連携や企業の活力の活用等を通して相乗的な効果を生み出すことや、他部局と連携の可能性についてあらためて検討したうえで要求すること。

ウ 施設の新設等にあたっては、維持管理面で効率的な運営を確保できるよう十分検討を加えたうえで必要最小限の規模とし、施設の態様に応じて適切な仕様となるよう、建築単価等について十分に精査すること。

エ 補助金については、慣例や先例にとらわれることなく、補助の必要性や対象経費を精査し、ゼロベースからの見直しを図ること。

また、新規補助については、原則としてサンセット方式を条件とし、終期の定めのないものは認めないので留意すること。

オ 出資団体への財政的関与については、札幌市出資団体改革プラン（平成17年9月策定）に基づく見直しを継続するとともに、出資団体の財務状況等を踏まえ、出資団体への出資金、補助金、貸付金、委託料など財政面を通じた関係の適否について引き続き検討すること。

第4 その他

1 局マネジメントの推進

各局は、予算要求の考え方をまとめた「予算要求の概要」の策定にあたっては、「何を変えて、何を伸ばしたのか」や、事業の内容、成果などを市民にわかりやすく伝わるよう工夫するとともに、「選択と集中」を進めてよりメリハリがついた予算編成を積極的に行うこと。なお、各局から市長査定時にこうしたマネジメントによるスクラップアンドビルドにあたっての考え方を説明してもらう予定でもあることから、安易な事業費一律のカットなど、単に前年度を踏襲した予算要求は厳に慎むよう留意すること。

2 区の機能強化

区と本庁事業部局の連携強化により、地域ニーズに応じた事業展開を一層推進するため、区の予算要望システムを活用し、本庁事業部局が区と共同で実施したい事業について、局から区に事業提案を行う仕組みを追加するとともに、各局から事業ごとに配分されている予算を一部統合し、各区の実情や地域ニーズを踏まえ、区が主体的により必要性の高い事業に予算を投入できる仕組みを構築する。

なお、区の予算要望システムにおける各区の要望事項はもとより、区との事前協議が必要な事業を実施しようとする場合は、必ず要求前に区との調整を行い、その内容について予算要求事業調書（様式7）に明記すること。

3 予算編成プロセスの公開に関する取組

予算編成にかかる透明性を確保するため、広報誌や市長記者会見等あらゆる機会を通じて主要な予算要求事業を紹介した市民意見募集記事を掲載するほか、予算編成方針や予算要求の概要など予算編成過程における情報をホームページ等で公開するとともに、コールセンターの活用などにより市民意見を集約し、予算編成の参考とする。

また、より多くの市民意見を予算編成の参考とするため、予算要求の概要を区役所や図書館、体育館等で配布するとともに、ホームページでの掲載方法をより閲覧しやすいものに改善する。

4 予算見積書の作成

21年度の予算見積書等については、別添「予算見積書等作成要領」に基づいて作成し、提出期限を遵守すること。

5 予算編成日程

21年度予算編成は以下の日程により作業を進めることとする。なお、この日程は、国家

予算の動向等によっては一部変更することもあるので留意すること。

20年	11月	11日	(火)	見積書等提出期限
	12月	24日	(水)	予算説明書関係資料提出期限
21年	1月	中旬		市長査定
	1月	下旬		予算案記者発表
	2月	3日	(火)	実行計画書提出期限